

新潟市監査委員事務局規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成28年3月25日

新潟市監査委員	貝瀬	壽夫
同	宮本	裕将
同	水澤	仁
同	小泉	仲之

新潟市監査委員訓令第1号

新潟市監査委員事務局規程の一部を改正する規程

新潟市監査委員事務局規程（昭和34年新潟市監査委員訓示第2号）の一部を次のように改正する。

第14条の見出しを「（準用）」に改め、同条中「職員の服務」の次に「、人事評価その他の身分取扱い」を加える。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。